

評議員会・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人舞鶴会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第22条に基づく評議員の報酬等及び役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条、第7条、第8条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席の都度、別表1に定める額に基づき支給する。

- 2 役員のうち理事に対しては、別表2に定める額に基づき支給する。
- 3 役員のうち監事に対しては、理事会等への出席の都度、別表3に定める額に基づき支給する。
- 4 前項にかかわらず、役員のうち理事長に対しては別表4に定める額に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は、実費とするが、旅費は別に定める旅費規程に基づくものとする。
- 3 費用の弁償の請求があった場合は、遅滞なく現金で支払うものとするが、ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の改廃)

この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年6月24日より施行する。

別表（評議員会・役員報酬等及び費用弁償に関する規程関連）

別表 1

評議員の報酬

役 職	報酬日額（1人当たり）
評議員	5,000円

別表 2

役員（理事）の報酬

役 職	報酬月額（1人当たり）
理 事	50,000円

別表 3

役員（監事）の報酬

役 職	報酬日額（1人当たり）
理 事	5,000円

別表 4

理事長の報酬（ここに定める報酬等はすべて上限額であり、当法人の収支等を勘案し上限額の範囲で変動する。）

役 員	報酬月額	賞与年額	年額総額
理事長	250,000円	1,000,000円	4,000,000円

附 則

平成29年6月24日施行

平成30年4月1日一部改正

令和5年6月24日一部改正